

兵庫県公報

平成20年 8月22日 金曜日 第 2007 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 平成20年度第2回消防設備士試験の実施（消防課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	3
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	3
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	3
○ 宅地建物取引業法に基づく行政処分（都市政策課）	4
公 告	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	5

告 示

兵庫県告示第883号

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の8に規定する消防設備士試験を、財団法人消防試験研究センターに委任して次のとおり実施する。

平成20年 8月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 試験日時

期 日	時間帯	試 験 の 種 類	試 験 時 間
平成20年 11月16日（日）	午 前	甲種第1類、第2類、第3類、第5類	午前9時30分から 午後0時45分まで
		乙種第1類、第2類、第3類、第5類、第6類	午前11時から 午後0時45分まで
	午 後	甲種第4類	午後1時40分から 午後4時55分まで
		乙種第4類、第7類	午後1時40分から 午後3時25分まで

（注意）同一時間帯で2種類以上の受験は、認めない。

2 試験場所

兵庫県立大学姫路書写キャンパス 姫路市書写2167

3 試験

消防法第17条の8第1項に規定する試験を行う。

(1) 筆記試験

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第33条の10第2項に掲げる科目について試験を行う。

(2) 実技試験

消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置及び維持に必要な技能について筆記により試験を行う。

4 受験資格

(1) 甲種

消防法第17条の8第4項の規定に該当する者

(2) 乙種

受験資格は問わない。

5 受験手続

(1) 提出書類等

ア 受験願書

次の場所で平成20年9月上旬より配布する。

県下各消防本部（署）、県下各県民局、姫路市役所家島事務所、兵庫県企画県民部災害対策局消防課及び財団法人消防試験研究センター兵庫県支部

イ 写真1枚（縦3センチメートル、横2.4センチメートル）

(2) 資格証明書類

ア 甲種消防設備士試験受験者

受験資格を有することを証明する書類

イ 試験科目免除者

消防法施行規則第33条の11第1項から第6項に該当することを証明する書類

(3) 受付期間及び受付方法

ア 受付期間 平成20年9月24日（水）から同年10月3日（金）まで

イ 受付方法 ○郵送の場合

配達記録郵便又は簡易書留郵便に限る（受付最終日消印有効）。

○持参の場合

上記期間内で土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時までとする。

なお、記載内容及び提出書類に不備がある場合は受理しない。

ウ 提出先 財団法人消防試験研究センター兵庫県支部

(4) 手数料

ア 甲種 5,000円

イ 乙種 3,400円

指定の用紙で郵便局にて払込みのうえ「郵便振替払込受付証明書」（受験願書添付用）を受験願書に貼り付けること。ただし、受験願書受付後は原則として手数料の返還は認めない。

6 合格及び不合格の発表

平成20年12月15日頃、財団法人消防試験研究センター兵庫県支部窓口に公示するとともに受験者全員に郵便で通知する。

7 受験についての問い合わせ先

財団法人消防試験研究センター兵庫県支部

〒650-0011 神戸市中央区下山手通5丁目12-7 協和ビル5階

電話 (078) 361-6610

兵庫県告示第884号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成20年8月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

神戸市勝雄土地改良区

退任役員

役員区分	氏 名	住 所
理 事	石 倉 敏 夫	神戸市北区淡河町勝雄45番地
同	藤 田 正 寛	同 市同区淡河町勝雄1198番地
同	今 枝 進	同 市同区淡河町勝雄459番地
同	安 福 隆 俊	同 市同区淡河町勝雄218番地
同	村 上 昌 弘	同 市同区淡河町勝雄371番地
同	常 味 正 信	同 市同区淡河町勝雄227番地
同	藤 本 秀 樹	同 市同区淡河町勝雄510番地の5
同	藤 本 三智一	同 市同区淡河町勝雄975番地

監 事	石 倉 憲 生	同	市同区淡河町勝雄379番地
同	藤 本 千左衛門	同	市同区淡河町勝雄959番地の6
就任役員			
役員の区分	氏 名	住 所	
理 事	石 倉 敏 夫	神戸市北区淡河町勝雄45番地	
同	藤 田 正 寛	同 市同区淡河町勝雄1198番地	
同	藤 本 千左衛門	同 市同区淡河町勝雄959番地の6	
同	藤 本 三智一	同 市同区淡河町勝雄975番地	
同	八 木 通 夫	同 市同区淡河町勝雄381番地	
同	常 味 正 信	同 市同区淡河町勝雄227番地	
同	藤 本 秀 樹	同 市同区淡河町勝雄510番地の5	
同	松 山 哲 雄	同 市同区淡河町勝雄535番地	
監 事	石 倉 憲 生	同	市同区淡河町勝雄379番地
同	村 上 昌 弘	同	市同区淡河町勝雄371番地

兵庫県告示第885号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成20年 8月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
田原東部土地改良区	平成20年 8月 6日

兵庫県告示第886号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成20年 8月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所
豊岡市竹野町門谷字サヲ455の2、456から458まで、462から467まで、478
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第887号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事

項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年 8月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
赤穂化成株式会社
赤穂市坂越329番地
取締役社長 池 上 良 成
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
赤穂化成株式会社
赤穂市坂越329番地
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	27号口 遠心分離機	
能	力	250kg/時	
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後1箇月		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	6～8	6～9
	化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	10	20
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	3以下	3
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	10	20
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	0.03	0.06
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		15	32

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成20年 8月22日から同年 9月12日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び赤穂市市民部環境課

兵庫県告示第888号

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第66条の規定により、次のとおり処分した旨神戸県民局長から報告があった。

平成20年 8月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 被処分者
商号又は名称 株式会社シンメイ開発
代表者氏名 新 井 徳 成
事務所所在地 神戸市長田区若松町 3 - 1 - 1
免許番号 兵庫県知事(5)第009380号
免許年月日 平成18年 4 月 11 日
- 2 処分の内容
免許の取消し

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成20年 8 月 22 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 赤とんぼ広場ショッピングセンター
所在地 たつの市龍野町堂本260-1 及び堂本字五反田250-1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 代表者の氏名 住所
株式会社ダイエー 西 見 徹 神戸市中央区港島4丁目1番1号
株式会社イチケン 上 塚 一 也 東京都台東区北上野2丁目23番5号
- 3 変更事項
大規模小売店舗を設置している者の住所
ア 変更前 株式会社イチケン 神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
イ 変更後 株式会社イチケン 東京都台東区北上野2丁目23番5号
- 4 変更年月日
平成20年 7 月 1 日
- 5 届出年月日
平成20年 7 月 28 日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
(1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び西播磨県民局県土整備部まちづくり課
(2) 縦覧期間
平成20年 8 月 22 日から 4 月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
(1) 提出期限
平成20年12月22日
(2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号